

平成 23 年 9 月 28 日

松戸市長 本郷谷 健次 様

東京電力株式会社

取締役社長 西澤俊郎



緊急要求に対する弊社回答について

弊社の福島第一原子力発電所の事故により、広く社会の皆さんに大変なご迷惑とご心配をおかけしていることを、心より深くお詫び申し上げます。

さて、8月26日および31日に受領いたしました「放射線量測定等に関する緊急要求」および「焼却灰の処理等に関する緊急要求」に関する現在の検討・進捗状況などを下記のとおり、ご報告させていただきます。

記

1. 放射線量測定機器の貸出などを含む物的・人的対応のご要望について

現在、弊社は福島第一原子力発電所の事故収束に加え、警戒区域内の住民の方々の一時帰宅等において相当量の放射線量の測定機材を使用しており、同機材が不足している状況にあります。また、被災者の方々への賠償・支援のほか、被害設備の復旧を含む電力の安定供給の確保等に相当数の要員を充てるなど、全社をあげて全力で取り組んでおります。

このため、測定機器貸出等のご要望に対応させていただくことは大変困難な状況でございますが、今後も、皆さまのご意見を適宜お伺いするなどし、お役に立ちうる取り組みを引き続き検討して参ります。

2. 焼却灰の引き取り、一時保管場所の提供について

地方公共団体の皆さまには、放射性物質が検出された焼却灰の処分・一時保管場所の確保について、大変なご迷惑・ご負担をおかけしていることをお詫び申し上げます。

焼却灰の引き取り、当社敷地内への一時保管につきましては、法令面の諸課題や関係自治体・近隣住民のご理解を得ることなどを考慮すると、適当な用地の確保は極めて困難と思われますが、今後も、関係する皆さまともご相談しながら、更に検討を進めて参ります。

3. 放射性物質による汚染に係わる損害賠償について

地方公共団体の皆さまへの賠償につきましては、原子力損害賠償支援機構法を含む原子力損害賠償制度の枠組みの下で継続的に検討を進め、必要な賠償基準を早急に定めたうえで、原因者として、責任と誠意をもって適切に対応させていただきます。

以上